



2023年4月27日
日本原子力発電株式会社

2023年度 東海発電所・東海第二発電所の年間主要事業計画について

当社は、本日、原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書（安全協定）等に基づき、2023年度の「東海発電所・東海第二発電所の年間主要事業計画書」を関係自治体へ提出しました。

提出した「年間主要事業計画書」の概要は、別紙のとおりです。

（別 紙）

2023年度 東海発電所・東海第二発電所の年間主要事業計画書の概要

以 上

2023年度 東海発電所・東海第二発電所の年間主要事業計画書の概要

1. 主要事業計画の概要

(1) 東海発電所

廃止措置工事（原子炉領域以外（熱交換器本体他）の解体撤去）を引き続き安全第一で着実に実施・継続してまいります。

また、「放射性物質として扱う必要のない物（クリアランス物）」については、引き続き再生利用等資源の有効活用に取り組んでまいります。

放射能レベルの極めて低いもの（L3）の埋設施設の設置に関しては、2015年7月16日に原子力規制委員会へ埋設事業許可申請書を提出し、その後、2016年12月26日に同申請書の補正を行いました。

今後も自治体及び原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、審査状況を踏まえ、施設の設置に向けた準備を進めてまいります。

なお、審査の進捗状況とその内容や結果等については、自治体及び地域の皆さまに対して誠意をもって分かり易く説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

(2) 東海第二発電所

2011年5月21日から第25回定期事業者検査（法令改正に伴い、2020年4月より定期検査から定期事業者検査に名称変更）を実施してまいりましたが、停止期間が長期化していることから、原子炉施設保安規定に基づく長期保守管理方針及び特別な保全計画により、発電所機器の維持・管理に努めており、今後とも継続してまいります。

発電用原子炉施設の「新規制基準」への適合性については、2018年9月26日に本体施設等の設置変更許可を取得しました。その後、2021年12月22日に特定重大事故等対処施設等に係る設置変更許可を取得しました。また、2022年2月28日に工事計画について、工事終了時期を2022年12月から2024年9月へ変更しました。

今後も自治体の審査等に適切に対応するとともに、必要な手続きを適切に行い、基準に適合すべく関連設備の工事を安全最優先で進めてまいります。

原子力規制委員会による審査の進捗状況及び工事の計画・状況等については、自治体及び地域の皆さまに対して誠意をもって分かり易く説明し、ご理解いただけるよう努めてまいります。

2. 2023年度の東海第二発電所の運転計画

(1) 発電電力量：未定

(2) 定期事業者検査：2011年5月21日開始

（燃料装荷時期及び定期事業者検査終了日は未定）

3. 主な工事等

(1) 東海発電所

①廃止措置工事

熱交換器本体等の原子炉領域以外の解体撤去工事を実施・継続してまいります。

また、「放射性物質として扱う必要のない物（クリアランス物）」については、引き続き再生利用等資源の有効活用に取り組んでまいります。

(添付資料 1 参照)

②低レベル放射性廃棄物埋設施設の設置に関する対応

放射能レベルの極めて低いもの（L3）の埋設施設の設置に関しては、自治体及び原子力規制委員会の審査に適切に対応するとともに、審査状況を踏まえ、施設の設置に向けた準備を進めてまいります。

(2) 東海第二発電所

①使用済燃料乾式貯蔵設備の増強工事

貯蔵容器 24 基中 17 基の製作が完了しており、第四期工事分の貯蔵容器 4 基及び第五期工事分の 2 基について製作を継続してまいります。

②新規制基準への適合性について（安全性向上対策工事の実施）

新規制基準を踏まえた安全性向上対策については、自治体の審査等に適切に対応するとともに、必要な手続きを適切に行い、基準に適合すべく関連設備の工事を進めてまいります。

(添付資料 2 参照)

4. 燃料等輸送計画

(1) 新燃料、使用済燃料

・輸送計画はありません。

(2) 低レベル放射性固体廃棄物

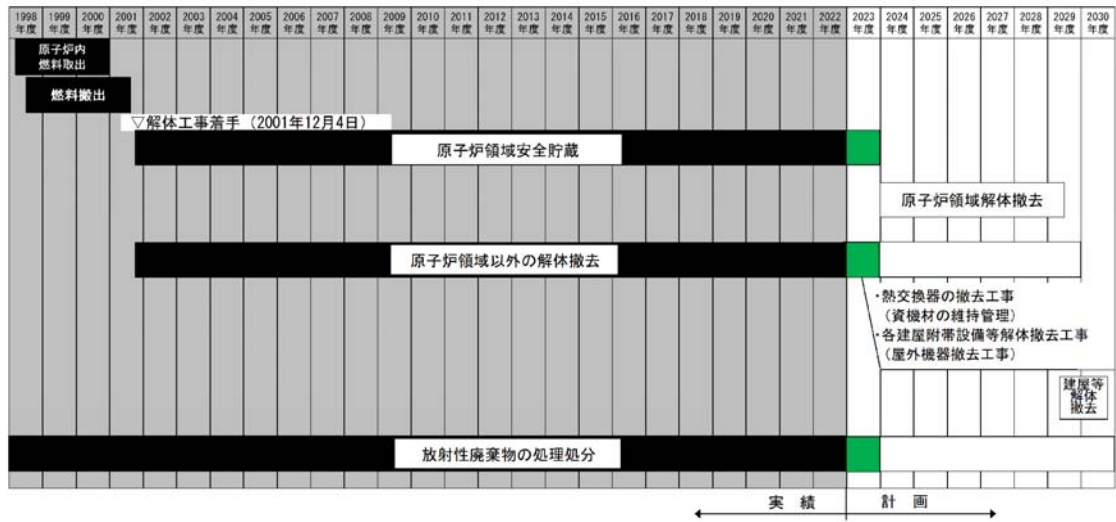
- ・輸送本数 : 1, 056 本
- ・輸送物の種類 : IP 型
- ・輸送容器型式 : LLW-2 型
- ・搬出先 : 日本原燃（株）
- ・輸送期間及び回数 : 2024 年 1 月（1 回）

添付資料 1	東海発電所	廃止措置実施状況
添付資料 2	東海第二発電所	新規制基準への対応状況

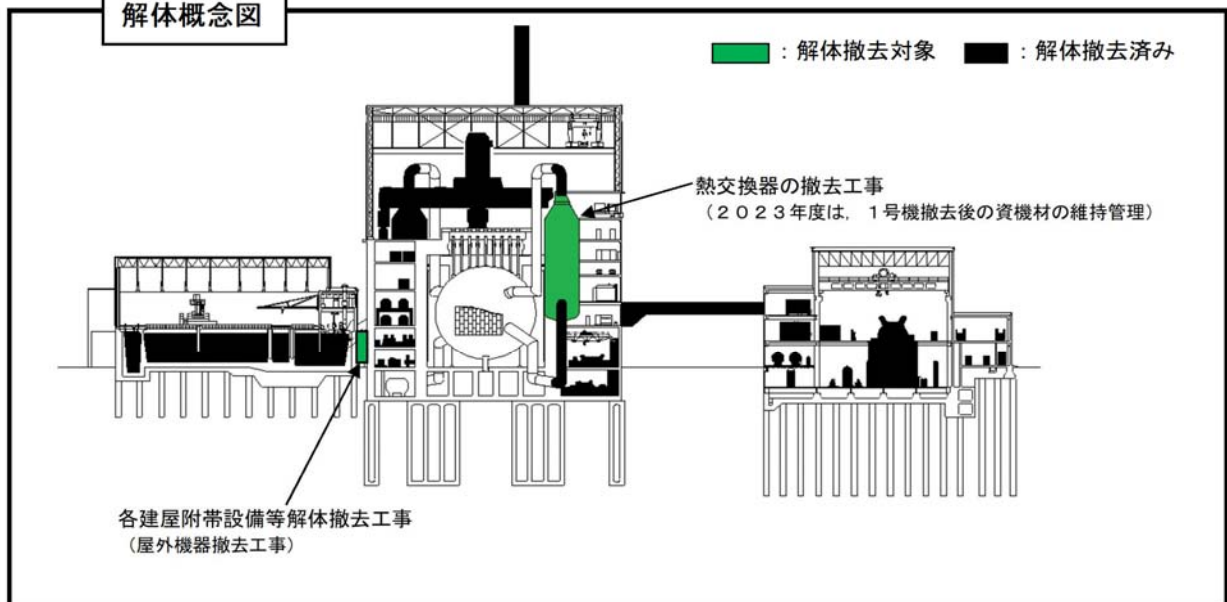
以 上

東海発電所 廃止措置実施状況

廃止措置工程



解体概念図



東海第二発電所 新規制基準への対応状況

設置工事計画（本体施設等）



上記計画については、新規制基準施行前から安全対策として実施しているものを含みます。

設置工事計画（特定重大事故等対処施設等）

